花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査 特別委員会(参考資料集②)

花や木に関する法律等について カーボンニュートラル関係

目 次

0	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)	1
0	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例(平成 28 年徳島	県
条	⊱例第 57 号)	25
0	長野県脱炭素社会づくり条例(令和2年長野県条例第39号)	45
0	京都府地球温暖化対策条例(平成 17 年京都府条例第 51 号)	49
0	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例(平成 21 年岐阜県条例	第
2	1号)	69

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

地球温暖化対策の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則 (第一条—第七条)
- 第二章 地球温暖化対策計画(第八条・第九条)
- 第三章 地球温暖化対策推進本部 (第十条—第十八条)
- 第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策(第十九条—第四十 一条)
- 第五章 森林等による吸収作用の保全等(第四十二条)
- 第六章 割当量口座簿等(第四十三条—第五十七条)
- 第七章 雜則 (第五十八条—第六十五条)
- 第八章 罰則(第六十六条—第六十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室 効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体 として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減 並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」と いう。) その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。
 - 一 二酸化炭素
 - 二 メタン
 - 三 一酸化二窒素
 - 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素
- 4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する 温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給 された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用する ことをいう。
- 5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質 ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地 球温暖化係数 (温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度 の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められ た知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。) を乗じて得た量の合計量をいう。
- 6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素ート ンを表す単位により表記されるものをいう。
 - 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条7に規定する割当量
 - 二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
 - 三 京都議定書第十二条3 (b) に規定する認証された排出削減量 (基本理念)
- 第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会(人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。)の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

(国の青務)

- 第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、

温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

- 3 国は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。
- 5 国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の量の削減等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

- 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス の排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。 (事業者の責務)
- 第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。(国民の責務)
- 第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のため

の措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室 効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

(温室効果ガスの排出量等の算定等)

第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第二章 地球温暖化対策計画

(地球温暖化対策計画)

- 第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。
- 2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
 - 三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの 排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項
 - 四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出 の削減及び吸収の量に関する目標
 - 五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
 - 六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する 事項
 - 七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
 - 八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排 出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等 に寄与するための措置を含む。)に関し策定及び公表に努めるべき計画に関 する基本的事項
 - 九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進(これに係る国と地方公共団体 及び民間団体等との連携及び協働を含む。)に関する基本的事項
 - 十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する 基本的事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなけれ ばならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、

地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の変更)

- 第九条 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。
- 2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、 速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用 する。

第三章 地球温暖化対策推進本部

(地球温暖化対策推進本部の設置)

第十条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖 化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の 推進に関する総合調整に関すること。

(組織)

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)

- 第十三条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長(以下「本部長」という。) とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 (地球温暖化対策推進副本部長)
- 第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長(以下「副本部長」という。) を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(地球温暖化対策推進本部員)

- 第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。 (事務)
- 第十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房 副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にい う主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策 (国及び地方公共団体の施策)

- 第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見 及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報そ の他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の 量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努める ものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、 その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等の ための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものと する。

(政府実行計画等)

- 第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下この条において「政府実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 政府実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政 府実行計画を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。
- 7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス 総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(地方公共団体実行計画等)

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画 に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
 - 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、 農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のあ る施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実 行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意する ものとする。
- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の 地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合 性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとすると

きは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとすると きは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、 単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(地方公共団体実行計画協議会)

- 第二十二条 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。
- 2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
 - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖 化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動 推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推 進を図るために関係を有する者
 - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項 の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をする ことができる。

(事業活動に伴う排出削減等)

第二十三条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の 量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応 じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、でき る限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(日常生活における排出削減への寄与)

- 第二十四条 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下この条において「製造等」という。)を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を 行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガス の排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び 提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の 削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効 果的にこれを行うよう努めるものとする。

(排出削減等指針)

- 第二十五条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、 その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 (温室効果ガス算定排出量の報告)
- 第二十六条 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項(当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項)を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。
- 2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下この項において「連鎖化事業」という。)を行う者(以下この項において「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業

活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合(次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。)」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質 ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定 める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を 乗じて得た量をいう。

(権利利益の保護に係る請求)

- 第二十七条 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス 算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の 地位その他正当な利益(以下「権利利益」という。)が害されるおそれがある と思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に 係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を もって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うこ とができる。
- 2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。
- 3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該 請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当 該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を 通知するものとする。
- 5 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な 理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。 (報告事項の通知等)
- 第二十八条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったと きは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するも のとする。
- 2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。
 - 一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。
 - 二 前条第一項の請求があった場合において、同条第三項の決定をしたとき

は、遅滞なく、当該報告に係る事項(当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量)を通知すること。

- 三 前条第一項の請求があった場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。
- 3 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、主務 省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出 量を集計するものとする。
- 4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び 経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されること により、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれが あるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに 代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものと する。

(報告事項の記録等)

- 第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。
- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下「ファイル記録事項」という。)のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十七条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

(開示請求権)

第三十条 何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があ

- った日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該 主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。
- 2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の 団体にあっては代表者の氏名
 - 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを 特定するに足りる事項

(開示義務)

第三十一条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

- 第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項 の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表され、又は前 条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管 大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する 情報その他の情報を提供することができる。
- 2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、 環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファ イルに記録するものとする。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。
- 6 前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。 (技術的助言等)
- 第三十三条 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保 又は自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の促進に資するため、特定排 出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係)

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 五十四年法律第四十九号) 第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三十八条第一 項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同 法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第百三条第一項(同 法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法 第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)、同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)、同法第百二十七条第一項(同法第百三十六条 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百三十二条第 一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は同法第百四十一条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条 から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告 のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第二十九条第二項 に規定する認定管理統括事業者、同法第百十三条第二項に規定する認定管理 統括荷主及び同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者 にあっては、当該者に係る部分に限る。)は、エネルギー(同法第二条第一項 に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。)の使用に伴って 発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告 とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する 大臣」とあるのは、同法第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第 二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は同法第三十八条第一 項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の 規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 五十四年法律第四十九号) 第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第三十八条第 一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する主務大臣」と、同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十 二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関 する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第三項、第八十一条第三項 又は第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百三条第一項(同法第 百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百 二十七条第一項(同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百四十一条第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第二項に規定する認 定管理統括事業者であって同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特 定排出者を含むもの、同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主で あって同項第二号に規定する管理関係荷主のうちに特定排出者を含むもの又 は同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であって同 項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むもの から、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)、同法第八十二条第三項、同法第百十五条第一項(同法 第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第 百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用す る場合を含む。)の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで、 第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち当該管 理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であって 特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当 該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第 二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該 特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八条第一項 (同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規 定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五 十四年法律第四十九号) 第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第八十二 条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関す る法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十二条第三項に規定する主務大臣」 と、同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理

化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えば、政令で定める。

(二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供)

第三十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

- 第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。
- 2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の 状況を公表するように努めなければならない。

(地球温暖化防止活動推進員)

- 第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に 関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 四 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと

等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」という。)として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる 事業を行うものとする。
 - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
 - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
 - 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
 - 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
 - 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行 う施策に必要な協力をすること。
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該 都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について 連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、 その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令 に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第 二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業(同項第二号 又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘密を漏 らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で 定める。

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

- 第三十九条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。
- 2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道 府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道 府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の 団体の活動を助けること。
 - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
 - 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査 研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
 - 四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - 五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に 対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行う こと。
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機 関の長と協議しなければならない。
- 4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。 この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」 と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」 とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一 項」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策地域協議会)

- 第四十条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域

協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係 団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識 の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものと する。

第五章 森林等による吸収作用の保全等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室 効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第六章 割当量口座簿等

(割当量口座簿の作成等)

- 第四十三条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定(以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。)に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を行うための口座(以下「管理口座」という。)を開設するものとする。
- 2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製 するものとする。

(算定割当量の帰属)

第四十四条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

- 第四十五条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。
 - 一 国の管理口座
 - 二 国内に本店又は主たる事務所(以下「本店等」という。)を有する法人(以 下「内国法人」という。)の管理口座
- 2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人(当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。)ごとに区分する。
- 3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。
 - 一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済

産業省令で定める事項

- 二 保有する算定割当量の種別(第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。) ごとの数量及び識別番号(算定割当量を一単位ごとに識別するために京都 議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局(以下「事 務局」という。)により付された文字及び数字をいう。以下同じ。)
- 三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨
- 四 その他政令で定める事項

(管理口座の開設)

- 第四十六条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済 産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。
- 2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるもの とする。
- 3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本 店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書 を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で 定める書類を添付しなければならない。
- 5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。
- 6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

(変更の届出)

- 第四十七条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。
- 3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。 (振替手続)
- 第四十八条 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)は、この条に 定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、 当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものと する。

- 2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録 がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。
- 3 前項の申請をする口座名義人(以下「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ご との数量及び識別番号
 - 二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(以下「振替先口座」という。)
 - 三 振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号 のいずれに該当するかの別
 - イ 取消し(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量 を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない 状態にすることをいう。)
 - ロ 次条第二項の義務を履行する目的
 - ハ イ及び口に掲げる目的以外の目的
- 4 第二項の申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - 一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録
 - 二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録
- 5 事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。
- 6 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置)

第四十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定(京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。)に基づき、事務局から特定認証排出削減量(京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があった場

合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定 認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る 特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割 当量(環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。)の 国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定 認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量 の国の管理口座への移転を行わなければならない。

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第五十条 算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、 その効力を生じない。

(質権設定の禁止)

第五十一条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

(算定割当量の信託の対抗要件)

第五十二条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該 信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による 記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(保有の推定)

第五十三条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割 当量を適法に保有するものと推定する。

(善意取得)

第五十四条 第四十八条 (第五項を除く。) の規定に基づく振替によりその管理 口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算 定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失が あるときは、この限りでない。

(割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求)

第五十五条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の 自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求すること ができる。

(勧告及び命令)

- 第五十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四十九条第 二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、 当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をするこ とができる。
- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、

正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該口座名 義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること ができる。

(環境省令・経済産業省令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

第七章 雑則

(措置の実施の状況の把握等)

第五十八条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進)

第五十九条 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない い光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活 用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとす る。

(この法律の施行に当たっての配慮)

第六十条 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(関係行政機関の協力)

- 第六十一条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認める ときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の量の削減等に資する 施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めること ができる。
- 2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。 (手数料)
- 第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
 - 一 第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
 - 二 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者

- 三 第四十八条第二項の振替の申請をする者
- 四 第五十五条の書面の交付を請求する者 (磁気ディスクによる報告等)
- 第六十三条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告、第二十七条 第一項の請求又は第三十二条第一項の規定による提供については、政令で定 めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。
- 2 事業所管大臣は、第二十七条第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。
- 3 主務大臣は、第三十条第一項(第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の請求又は第三十一条(第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第六十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

- 第六十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の 発する命令とする。
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政 令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
- 4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支 分部局の長に委任することができる。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された 権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八章 罰則

- 第六十六条 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、 五十万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。
- 第六十七条 第三十八条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に 処する。
- 第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処す

る。

- 一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第五十六条第二項の規定による命令に違反した者 附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政 令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四 項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。 (検討)
- 第二条 政府は、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の 生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 第四条 政府は、平成三十一年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた 知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づい て法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ※ 以下略(改正附則)

○ 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例(平成 28 年徳島県 条例第 57 号)

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 気候変動対策に関する基本方針等(第八条―第十三条)

第三章 気候変動の緩和に係る対策

第一節 県民生活に係る対策

第一款 家庭生活等及び事業活動に係る配慮(第十四条—第二十四条)

第二款 温室効果ガスの排出削減計画書(第二十五条—第三十条)

第三款 建築物に係る配慮(第三十一条—第三十五条)

第四款 交通及びまちづくりに係る配慮(第三十六条—第四十一条)

第二節 再生可能エネルギー等に係る対策(第四十二条一第四十五条)

第三節 森林等による吸収作用の保全等に係る対策(第四十六条—第四十 九条)

第四節 フロン類の排出の抑制等に係る対策(第五十条・第五十一条)

第四章 気候変動への適応に係る対策

第一節 気候変動への適応に関する基本的施策(第五十二条・第五十三条)

第二節 県民等の理解の促進等及び調査研究(第五十四条・第五十五条)

第五章 環境教育等の推進(第五十六条―第五十九条)

第六章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等(第六十条一第六十 二条)

第七章 雜則(第六十三条—第六十八条)

第八章 罰則(第六十九条)

附則

地球の誕生から今日まで、四十六億年という長い歴史の中で、地球上では、多種多様な生命や美しく雄大な自然が脈々と受け継がれ、ことに本県においては、美しい海、濃い緑に包まれた山々、豊かな清流などの豊潤な自然環境に囲まれ、その恵みを享受してきた。

しかしながら、人類が化石燃料に依存し、エネルギーを大量に消費してきた結果、近年、世界の平均気温は上昇を続け、世界各地において豪雨や干ばつ、生息地の喪失による生態系の変化などが発生しているとともに、近い将来、食糧危機や健康被害をはじめとする更なる被害をもたらす危険性が増大しており、気候変動は、人類を含む自然界全体を大きく揺るがす重大な脅威となっている。

折しも、平成二十七年十二月、国連気候変動枠組条約第二十一回締約国会議に

おいて、この差し迫る危機的状況を打破すべく、歴史上初めて、百九十六の国及び地域の全てが協調し、温室効果ガスの排出の削減などのための新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択され、二十一世紀後半には温室効果ガスの排出を実質的にゼロとすることを目指す脱炭素社会の実現に向け、世界が第一歩を踏み出した。

気候変動は、国境を越え、世界の国々が一丸となって取り組むべき問題である一面、気候変動の要因の多くは、私たちの生活及び生産の様式のあり方など人の活動そのものにあり、脱炭素社会の実現は、私たち一人一人の行動いかんにかかっている。そして、今こそが、気候変動の脅威に立ち向かうため行動を起こすときであり、百年後に人類が存続しうるか否かの大きな分岐点に差し掛かっている。

そこで、本県においては、豊富な森林資源や多様な生態系、再生可能エネルギーを生み出す潜在力などの地域資源を最大限に活用するとともに、県民や事業者をはじめとするあらゆる主体が気候変動対策の推進役となり、脱炭素社会の実現に向け、環境首都としての進取の気概を持ち、本県こそがこの危機を救うべく、地球規模での気候変動対策を 牽けん 引していくことを強く決意して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - 一 気候変動 地球の大気の組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起 因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自 然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。
 - 二 気候変動対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の気候変動の緩和を図るための施策又は取組並びに気候変動への適応(気候変動の影響に適切に対処することをいう。以下同じ。)を図るための施策又は取組をいう。
 - 三 脱炭素社会 化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びに これらから製造される燃料をいう。)の消費等に伴い発生する温室効果ガス

- の排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量 との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温 室効果ガス濃度を安定化させるとともに、生活の豊かさを実感し、及び経済 の持続的な成長を実現できる社会をいう。
- 四 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 五 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- 六 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるものを利用して 得ることができるエネルギーをいう。
- 七 水素エネルギー 水素を利用して得ることができるエネルギーをいう。 (基本理念)
- 第三条 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進は、次に掲げる事項を 基本理念として行われなければならない。
 - 一 気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する施策を総合的かつ計画的 に実施すること。
 - 二 あらゆる主体が、それぞれの立場において、気候変動の緩和及び気候変動 への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県を 挙げて、脱炭素社会の実現に向けた社会的気運を醸成すること。
 - 三 気候変動対策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用する とともに、気候変動対策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。 (県の責務)
- 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 総合的かつ計画的な気候変動対策を策定し、及び実施するとともに、その事務 及び事業に関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を率先 して実施しなければならない。
- 2 県は、前項の気候変動対策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者等(事業者並びに事業者及び県民が組織する民間の団体をいう。以下同じ。)及び市町村と連携し、及び協働して取り組むものとする。
- 3 県は、県民及び事業者等が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応に 関する取組を促進するために必要な支援を行うものとする。 (県民の責務)
- 第五条 県民は、基本理念にのっとり、気候変動対策の重要性に関する理解を深めるとともに、地球環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)に関する高い意識を持って、その家庭生活をはじめとする生活全般(以下「家庭生活

- 等」という。)に関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を 自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 県民は、県が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、地域社会を構成する一員として、県民及び事業者等が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組であって、多くの県民及び事業者等の参加等によりその効果を発揮するものに自主的かつ積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、気候変動対策の重要性に関する理解を 深めるとともに、地球環境の保全に関する高い意識を持って、その事業活動に 関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極 的に行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地域社会を構成する一員として、県民及び事業者等が実施する気 候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組であって、多くの県民及び 事業者等の参加等によりその効果を発揮するものに自主的かつ積極的に協力 するよう努めるものとする。

(一時滞在者への協力要請)

- 第七条 県は、観光旅行等で一時的に滞在する者(以下「一時滞在者」という。) に対し、気候変動対策の重要性に関する理解を深め、気候変動の緩和及び気候 変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう協力を要請するも のとする。
- 2 一時滞在者は、県が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。 第二章 気候変動対策に関する基本方針等

(基本方針の策定)

- 第八条 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針 (以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
 - 三 気候変動への適応を図るために必要な施策に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、気候変動対策の推進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、国の気候変動対策に関する計画等の施策等を参酌するとともに、都市計画、農業振興地域整備計画その他の気候変動の緩和に関係のある施策及び気候変動への適応に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、連携して気候変動の緩和及び

気候変動への適応が行われるよう配意するものとする。

- 4 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会 及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、気候変動対策に係る技術水準の向上及び社会情勢の変化を踏まえ、 必要があると認めるときは、基本方針を改定するものとする。この場合におい ては、前二項の規定を準用する。
- 7 知事は、毎年度、基本方針に定める施策の実施状況について、公表するものとする。

(県の率先実施)

- 第九条 県は、その事務及び事業に関し、次に掲げる気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を率先して実施するものとする。
 - 一 エネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。第四十一条第三号及び第四十四条第三項を除き、以下同じ。)の使用の合理化等の推進に関する取組
 - 二 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用の推進に関する取組
 - 三 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)の調達の推進に関する取組
 - 四 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項 に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下 同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制の推進に関する取組
 - 五 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用であって温室効果ガスの排出の抑制に資するものに関する取組
 - 六 県に物品又は役務を納入し、又は提供しようとする事業者の環境への配 慮に係る指導に関する取組
 - 七 緑化の推進に関する取組
 - 八 温室効果ガスの排出量の埋め合わせ(排出の抑制が困難な温室効果ガスの排出量の全部又は一部に相当する量の温室効果ガスを、他の場所で森林の整備及び保全並びに再生可能エネルギーの利用等を行うことにより削減し、又は吸収することをいう。以下同じ。)の推進に関する取組
 - 九 前各号に掲げるもののほか、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関 し必要な取組

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、気候変動による影響を受けるおそれがあると認められる施策又は気候変動に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、 気候変動の緩和及び気候変動への適応に配慮するものとする。

(広域的な連携)

第十一条 県は、事業者等及び関係行政機関と広域的に連携し、及び協働して、 気候変動対策の効果的な推進に努めるものとする。

(気候変動対策に係る調査研究)

第十二条 県は、気候変動の現状に関する最新の情報の把握に努めるとともに、 効果的な気候変動対策に係る調査研究を行うものとする。

(指針の策定)

第十三条 知事は、県民及び事業者等が気候変動対策を推進するに当たって必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第三章 気候変動の緩和に係る対策

第一節 県民生活に係る対策

第一款 家庭生活等及び事業活動に係る配慮

(環境意識の改善)

第十四条 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動が現在及び将来の世代にわたって気候変動に影響を及ぼし得ることを自覚し、脱炭素社会の実現に向け、必要な知識及び技能を習得することにより、自らの環境意識の改善に努めなければならない。

(生活様式等の転換)

- 第十五条 県民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その家庭生活において自らが利用するエネルギーの使用量を把握するとともに、徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生活様式の確立に努めるものとする。
- 2 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出量を把握するとともに、徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生産の様式の確立に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する消費)

- 第十六条 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動において、物品又は役務に係る温室効果ガスの排出その他の環境への負荷(徳島県環境基本条例(平成十一年徳島県条例第十一号)第二条第一号に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する合理的な消費として次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。
 - 一 温室効果ガスの排出量のより少ない機器又は役務の利用

- 二 環境物品等の積極的な選択及び利用
- 三 県内で生産された農林水産物(当該農林水産物を原料又は材料として、県内で生産された加工品を含む。)の優先的な消費
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資する取組 (冷暖房時の温度設定及び服装等への配慮)
- 第十七条 県民及び事業者等は、その住居又は事業の用に供する建築物の内部 を冷房し、又は暖房するときの温度を、温室効果ガスの排出の抑制に資する相 当な温度に保つよう努めるとともに、事業者等は、その従業員の就業中の服装 等に配慮するよう努めなければならない。

(特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率の説明等)

- 第十八条 主として家庭生活の用に供する電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具等であって、温室効果ガスの排出量が相当程度多いものとして規則で定めるもの(以下「特定家庭用電気機器等」という。)の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下「特定家庭用電気機器等販売事業者」という。)は、特定家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率(特定家庭用電気機器等の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能として規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)について説明しなければならない。
- 2 特定家庭用電気機器等販売事業者は、規則で定めるところにより、店舗の見 やすい場所に、特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率に関する情報を 適切に表示しなければならない。

(環境マネジメントシステムの導入等)

第十九条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を円滑かつ効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みであって規則で定めるものをいう。)の導入及び推進に努めるものとする。

(製造等における温室効果ガスの排出の抑制)

- 第二十条 事業者は、その事業活動において製品の製造、輸入若しくは販売又は 役務の提供(以下「製造等」という。)を行うに当たっては、原材料又は部品の 選定から廃棄に至るまでの各過程において、温室効果ガスの排出量がより少 なくなるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動において製造等を行うに当たっては、その製品又は 役務の利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少なくなるよう配慮するとと もに、当該製品又は役務の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提

供に努めなければならない。

(通勤における公共交通機関の利用等)

第二十一条 事業者は、事業所の立地条件に応じ、その従業員が通勤において公 共交通機関の利用、自転車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資す る方法によることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとす る。

(環境保全型農林水産業の推進)

- 第二十二条 農林水産業を営む者は、耕地及び農林水産業の用に供する設備の 使用等により発生する温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行 うよう努めるものとする。
- 2 農業を営む者は、炭素の貯留に資する堆肥の施用等による農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない催しの開催)

第二十三条 相当程度大規模な催しを開催しようとするもの(以下「催し開催者」という。)は、催しの開催に当たっては、当該催しに参加しようとする者(以下「参加者」という。)と協力し、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出その他の環境への負荷をできる限り低減するよう努めなければならない。

(催し開催時の公共交通機関等の利用)

第二十四条 催し開催者は、参加者に対し、催しに参加する交通手段として公共 交通機関等を利用するよう周知に努めなければならない。

第二款 温室効果ガスの排出削減計画書

(温室効果ガスの排出削減計画書の作成等)

- 第二十五条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として 規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところによ り、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況並びに排出の抑制に係る措 置及び目標その他必要な事項を定めた計画書(以下「温室効果ガスの排出削減 計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 連鎖化事業(法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業をいう。)を行う者については、その加盟者(当該連鎖化事業に加盟する者をいう。)が設置している当該連鎖化事業に係る県内の全ての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者は、当該温室効果ガスの排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガスの排出削減計画書を提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 4 特定事業者以外の事業者(以下「中小排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された温室効果ガスの排出削減計画書の内容の変更 については、第三項の規定を準用する。

(実施状況等の報告書の作成等)

- 第二十六条 前条第一項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び当該温室効果ガスの排出削減計画書に基づく措置の実施状況を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 前条第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した中小排出事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前項に規定する報告書を作成し、知事に提出することができる。

(温室効果ガスの排出削減計画書等の公表)

第二十七条 知事は、第二十五条第一項の規定による温室効果ガスの排出削減 計画書、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガスの排出削減計画書又 は前条第一項の規定による報告書の提出があったときは、規則で定めるとこ ろにより、その内容を公表するものとする。

(事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の公表)

- 第二十八条 特定事業者は、事業活動に係る地球環境の保全に関する活動及び その評価が適切に行われることが重要であることを理解するとともに、規則 で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出状況、温室効 果ガスの排出の抑制等に関する取組の実施状況その他必要な情報を、自主的 かつ積極的に公表するものとする。
- 2 第二十五条第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した中小排出事業者は、前項の規定に準じて、同項に規定する情報を公表するよう努めるものとする。

(中小排出事業者に対する支援)

- 第二十九条 県は、中小排出事業者による温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 (森林吸収源対策等の実施)
- 第三十条 特定事業者及び中小排出事業者は、温室効果ガスの排出削減計画書 に定める温室効果ガスの排出の抑制に係る目標を達成する手段として、その 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制によるほか、森林の整備及び保全、 再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める方法によることができる。

第三款 建築物に係る配慮

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第三十一条 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号 に規定する建築物をいう。以下同じ。)を新築し、改築し、又は増築しようと する者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、当該建築物に係るエネル ギーの使用の合理化等及びエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上、再生可能エネルギーの利用、資源の 適正な利用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

- 第三十二条 規則で定める規模以上の建築物の新築若しくは規則で定める規模 以上の改築又は建築物の規則で定める規模以上の増築をしようとする者は、 規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施し ようとする措置その他の建築物の環境配慮に関する事項を定めた計画書(以 下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければなら ない。
- 2 前項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る 工事が完了するまでの間に、当該建築物環境配慮計画書の内容を変更しよう とするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。 ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第一項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 4 建築物の新築、改築又は増築をしようとする者(第一項に規定する者を除く。)は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された建築物環境配慮計画書の内容の変更及び当該 建築物に係る工事の完了については、第二項及び第三項の規定を準用する。
- 6 前各項の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十八条 の規定により同法第三章第一節の規定を適用しないこととされる建築物には、 適用しない。

(テナント等事業者との連携)

第三十三条 事業者等は、その事業の用に供する建築物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者(以下「テナント等事業者」という。)がいる場合においては、当該テナント等事業者と連携して温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 テナント等事業者は、前項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に関する 取組について協力するよう努めるものとする。

(建築物の緑化の推進)

第三十四条 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供等)

第三十五条 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、規則で定めるところにより、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を提供するとともに、その内容について説明するよう努めなければならない。

第四款 交通及びまちづくりに係る配慮

(公共交通機関の利用等の促進)

- 第三十六条 県民、事業者等及び一時滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その家庭生活等、事業活動又は滞在中の活動において移動する場合は、自動車の使用に代えて公共交通機関の利用、自転車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法によるよう努めるものとする。
- 2 県は、自動車の使用から公共交通機関の利用、自転車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法への転換を促進するため、情報の提供、普及 啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した自動車の運転等)

第三十七条 自動車を使用する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出 を抑制するため、自動車の駐車をする場合に当該自動車の原動機を停止する 等環境への負荷の低減に配慮した自動車の運転及び整備(以下「環境に配慮し た自動車の運転等」という。)をするよう努めるものとする。

(環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等)

- 第三十八条 事業活動に伴い相当程度多い自動車を管理する者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮した自動車の運転等をすることを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その従業員に対する研修その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する取組を実施するよう努めなければならない。
- 3 事業活動に伴い自動車を管理する者(第一項の規則で定める者を除く。)は、 規則で定めるところにより、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮 した自動車の運転等をすることを推進する者を選任し、その氏名その他必要 な事項を知事に届け出ることができる。
- 4 第二項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

(自動車環境情報の説明等)

- 第三十九条 自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)は、製造後運行の用に供されたことがない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報(自動車の燃費性能(自動車の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。)その他規則で定める事項をいう。以下同じ。)について説明しなければならない。
- 2 自動車販売事業者は、その販売する新車に係る自動車環境情報について、当 該新車を購入しようとする者の見やすい箇所に見やすい方法で、表示しなけ ればならない。

(自動車に係るその他の気候変動対策)

第四十条 駐車場設置者等の責務並びにこれらの者に対する助言及び指導並び に環境への負荷が少ない自動車の購入等については、徳島県生活環境保全条 例(平成十七年徳島県条例第二十四号)第百三条から第百五条までに定めると ころによる。

(環境に配慮したまちづくりの推進)

- 第四十一条 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、地域の実情に応じ、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとする。
 - 一 公共交通機関の利用者の利便の増進
 - 二 都市機能の集約の促進
 - 三 電気、熱その他のエネルギーの効率的な利用の促進
 - 四 植樹、植栽その他の緑化の促進
 - 五 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域 環境の整備

第二節 再生可能エネルギー等に係る対策

(基本計画の策定)

- 第四十二条 知事は、再生可能エネルギーの利用の計画的な推進を図るため、再 生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」とい う。)を定めるものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再生可能エネルギーによる電力自給率に関する目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの利用の推進に関し必要な事項
- 3 第八条第五項から第七項までの規定は、基本計画について準用する。この場

合において、同条第六項中「前二項」とあるのは、「第四十二条第三項において準用する第五項」と読み替えるものとする。

(再生可能エネルギー等の積極的な利用)

第四十三条 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その家庭生活等又は事業活動において、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの積極的な利用に努めるものとする。

(再生可能エネルギー等の地産地消等)

- 第四十四条 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、 地域において得られた再生可能エネルギー及び地域において製造された水素 エネルギーを当該地域において、効率的に利用することができるよう努める ものとする。
- 2 県は、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用に関する取組を促進するため、太陽光、風力その他の地域に存するエネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、県民及び事業者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 事業者等は、工場等の廃熱その他の未利用のエネルギーの有効な活用に努め るものとする。

(水素エネルギーの利用の促進)

- 第四十五条 県は、水素エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進するとともに、水素の製造、輸送、貯蔵、利用等(以下「水素の製造等」という。)の体制の整備及び水素の製造等の各過程に関連する産業の振興が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、水素エネルギーの利用を促進し、水素エネルギーの導入等の重要性に 関する県民及び事業者等の理解を深めるため、水素エネルギーに関する情報 の提供及び普及啓発を行うものとする。

第三節 森林等による吸収作用の保全等に係る対策

(森林の整備及び保全の推進等)

- 第四十六条 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全が推進されるよう努めるものとする。
- 2 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する県民及び事業者等の理解を深めるために必要な情報の提供を行うとともに、県民及び事業者等と連携し、及び協働して、森林の造成、整備等に努めるものとする。

(森林資源の維持及び利用)

- 第四十七条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、適切な森林施業 (伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。)の実施により、計画的に適正な森林の成長量を維持し、確実な森林の再生に努めるものとする。
- 2 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、計画的な森林の整備及び 保全を通じ、適正な森林の成長量を維持し、確実な森林の再生に努めるものと する。
- 3 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、県産材(県内で生産された木材をいう。以下同じ。)について、その特性に応じ、製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用を行う等、県産材の長期にわたる利用に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出量の埋め合わせの推進)

- 第四十八条 事業者等は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制が困難な場合においては、温室効果ガスの排出量の埋め合わせを行うよう努めるものとする。この場合において、温室効果ガスの排出量の埋め合わせは、県内において行うよう配慮するものとする。
- 2 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出量の埋め合わせに関する理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出量の埋め合わせに積極的に協力するよう 努めるものとする。
- 3 県は、第一項に規定する温室効果ガスの排出量の埋め合わせ並びに温室効果ガスの排出量の埋め合わせへの理解及び協力を促進するため、県民及び事業者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(藻場の再生等)

第四十九条 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、県民及び事業者等と連携して、藻場の再生、造成等に努めるものとする。

第四節 フロン類の排出の抑制等に係る対策

(フロン類の排出の抑制)

- 第五十条 県は、フロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する 法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類をいう。 以下同じ。)の使用を抑制すること及び同条第五項に規定する特定製品の使用 等(同条第八項に規定する使用等をいう。以下同じ。)に際してフロン類の排出 の抑制を図ることに関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ず るよう努めなければならない。
- 2 県民及び事業者等は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法 律第二条第二項に規定するフロン類使用製品の使用等の際に、みだりにフロン類を放出しないよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

- 第五十一条 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動において、温室 効果ガスの排出の抑制に資するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、不用 品の活用等による再使用を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。
- 2 県民及び事業者等は、廃棄物の分別を行うとともに、再生資源に係る回収活動に参加し、又は協力すること等により、再生利用その他資源の有効な利用に 努めるものとする。
- 3 県は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を促進するため、同条第四項に規定する食品関連事業者、学校等に対し、情報の提供及び普及啓発を行うものとする。

第四章 気候変動への適応に係る対策

第一節 気候変動への適応に関する基本的施策

(基本的事項)

第五十二条 県は、地勢、産業、人口の年齢別構成等の地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候変動の影響の効果的な活用の両面から気候変動への適応に関する施策を推進するものとする。

(分野別施策の推進)

- 第五十三条 県は、気候変動への適応を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。
 - 一 水害、土砂災害その他の自然災害の予防に資する施策
 - 二 生物の多様性に及ぼす影響に備えるための生態系の保全及び再生に資す る施策
 - 三 水温の上昇その他の水に係る環境の変化及び渇水その他の水資源の変化 に備えるための水に係る環境及び水資源の保全に資する施策
 - 四 熱中症、感染症その他の疾病の予防に資する施策
 - 五 農林水産物の栽培技術等の開発、農林水産物の生産基盤の整備その他の 食料供給の確保に資する施策
 - 六 前各号に掲げるもののほか、家庭生活等又は事業活動に関する分野であって、気候変動への適応を図るために必要な施策

第二節 県民等の理解の促進等及び調査研究

(県民等の理解の促進等)

- 第五十四条 県は、気候変動への適応に関する県民及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動に及ぶ気候変動の影響に 関する情報を収集し、気候変動への適応に関する知識及び技能の習得に努め

るものとする。

3 県民及び事業者等は、気候変動への適応に資する生活様式又は生産の様式の 確立に努めるものとする。

(気候変動の影響に係る調査研究)

第五十五条 県は、現在及び将来にわたる気候変動の影響に関し、地域における 状況の把握に努めるとともに、当該影響に係る調査研究を行うものとする。

第五章 環境教育等の推進

(環境教育)

- 第五十六条 県は、次に掲げる事項に配慮し、環境教育(地球環境の保全についての理解を深めるために行われる気候変動対策に関する教育及び学習をいう。 以下同じ。)を行うものとする。
 - 一 家庭、学校、事業者等及び関係行政機関がそれぞれ適切に役割を分担し、 及び連携するとともに、体験学習その他の多様な方法により実施すること。
 - 二 幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的かつ継続的に実施すること。
- 2 県は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境教育が実施され、それぞれの場に応じた適切な方法により行われるよう、必要な支援を行うものとする。
- 3 県民は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において行われる環境 教育に自主的かつ積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者等は、その従業員その他の者に対する環境教育を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、他の者の行う環境教育に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(普及啓発等)

- 第五十七条 県は、学校、事業者等及び関係行政機関と連携し、及び協働して、 本県の特性を生かした効果的な気候変動対策に関する普及啓発を行うものと する。
- 2 県民及び事業者等は、前項に規定する普及啓発に係る取組に自主的かつ積極 的に参加するよう努めるものとする。
- 3 県は、第一項に規定する普及啓発を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備を行うものとする。

(人材育成等)

第五十八条 県は、学校及び事業者等と連携し、及び協働して、環境教育及び気候変動対策に関する普及啓発の効果的かつ適切な実施を促進するため、気候変動対策に関する自主的な活動の指導者又は専門的な知識若しくは経験を有する人材の育成及び活動の機会の創出その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、大学等の学生が、気候変動対策の重要性に関する理解を深め、自主的かつ積極的な行動をとることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(徳島県地球環境を守る日)

- 第五十九条 県民一人一人が気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極 的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、徳島県地球環境 を守る日を設ける。
- 2 徳島県地球環境を守る日は、四月二十二日とする。
- 3 県は、徳島県地球環境を守る日の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努 めるものとする。

第六章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等 (先導的な技術の研究開発)

第六十条 県、事業者等及び大学その他の研究機関は、相互に連携し、及び協働して、気候変動の緩和及び気候変動への適応に資する先導的な技術の研究開発を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(先導的な技術及び先駆的な取組の促進)

- 第六十一条 県、県民、事業者等及び大学その他の研究機関は、相互に連携し、 及び協働して、各主体の創意工夫を生かした気候変動の緩和及び気候変動へ の適応に資する先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施に努めるものと する。
- 2 県は、前項に規定する先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 (顕彰等)
- 第六十二条 知事は、気候変動対策に関し、優れた功績があったと認められる県民及び事業者等に対して、顕彰を行うものとする。
- 2 知事は、次に掲げる者のうち気候変動対策に積極的に取り組んでいると認められるものについて、地球環境の保全に関する意識が高い者として公表することができる。
 - 一 第二十五条第一項又は第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者
 - 二 第三十二条第一項又は第四項の規定により建築物環境配慮計画書を提出 した者
 - 三 第三十八条第一項又は第三項の規定による届出をした者 第七章 雑則

(徳島県環境審議会の調査審議事項)

第六十三条 徳島県環境審議会は、この条例に基づく気候変動対策の実施に関

し、規則で定める基本的な事項を調査審議するものとする。

(指導及び助言)

第六十四条 知事は、県民及び事業者等に対し、この条例に基づく気候変動対策 が適切に実施されるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

- 第六十五条 知事は、第二十五条第一項から第三項まで、第二十六条第一項、第 三十二条第一項から第三項まで及び第三十八条第一項の規定の施行に必要な 限度において、これらの規定による提出又は届出をした者に対し、その業務又 は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定によるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、県民又は事業者等に対し、気候変動対策の実施状況に関し報告又は資料の 提出を求めることができる。

(勧告)

- 第六十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講 ずるよう勧告することができる。
 - 一 第二十五条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項又は第三十二条第 一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者
 - 二 第三十二条第一項の規定により提出した建築物環境配慮計画書の内容 (同条第二項の規定により届け出たときは、変更後の内容)と異なる工事を していると認められる者
 - 三 第三十二条第二項若しくは第三項又は第三十八条第一項の規定による届 出をせず、又は虚偽の届出をした者

(勧告に従わない場合の公表)

- 第六十七条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に正当な理 由なく従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表 の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければ ならない。

(規則への委任)

第六十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

第八章 罰則

第六十九条 第六十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。 (徳島県地球温暖化対策推進条例の廃止)
- 2 徳島県地球温暖化対策推進条例(平成二十年徳島県条例第四十四号)は、廃止する。

(徳島県地球温暖化対策推進条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に特定事業者又は中小排出事業者が前項の規定による廃止前の徳島県地球温暖化対策推進条例(以下「旧温暖化対策推進条例」という。)第十九条第一項又は第四項の規定により地球温暖化対策計画書を提出している場合には、当該地球温暖化対策計画書を第二十五条第一項又は第四項の規定により提出された温室効果ガスの排出削減計画書とみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に特定事業者又は中小排出事業者が旧温暖化対策推進条例第十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により変更後の地球温暖化対策計画書を提出している場合には、当該変更後の地球温暖化対策計画書を第二十五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出された変更後の温室効果ガスの排出削減計画書とみなして、この条例の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に第三十二条第一項に規定する者が旧温暖化対策推進条例第三十三条第一項の規定により建築物地球温暖化対策計画書を提出している場合には、当該建築物地球温暖化対策計画書を第三十二条第一項の規定により提出された建築物環境配慮計画書とみなして、この条例の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際現に第三十二条第一項に規定する者が旧温暖化対策推 進条例第三十三条第二項の規定による建築物地球温暖化対策計画書の変更の 届出をしている場合には、当該届出を第三十二条第二項の規定による届出と みなして、この条例の規定を適用する。
- 7 この条例の施行の際現に第三十八条第一項の規則で定める者が旧温暖化対 策推進条例第三十八条の規定による環境に配慮した自動車の運転等をするこ とを推進する者の氏名その他必要な事項の届出をしている場合には、当該届 出を第三十八条第一項の規定による届出とみなして、この条例の規定を適用 する。
- 8 この条例の施行前に旧温暖化対策推進条例の規定によりされた報告又は資料の提出の求め、勧告、公表その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基本方針に関する経過措置)

10 この条例の施行の際現に定められている気候変動対策に関する県の基本的な方針であって、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第八条第一項の規定により定められた基本方針とみなす。

(指針に関する経過措置)

11 この条例の施行の際現に定められている気候変動対策に関する県の指針であって、県民及び事業者等が気候変動対策を推進するに当たって必要となるものは、第十三条の規定により定められた指針とみなす。

(基本計画に関する経過措置)

12 この条例の施行の際現に定められている再生可能エネルギーの利用の推進 に関する県の基本的な計画であって、再生可能エネルギーの利用の計画的な 推進を図るためのものは、第四十二条第一項の規定により定められた基本計 画とみなす。

(調整規定)

13 この条例の施行の日が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附 則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日まで の間における第三十二条第六項の規定の適用については、同項中「建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律第十八条」とあるのは「エネルギーの使 用の合理化等に関する法律第七十五条第七項」と、「同法第三章第一節」とあ るのは「同条第一項」とする。

○ 長野県脱炭素社会づくり条例(令和2年長野県条例第39号)

長野県脱炭素社会づくり条例

本県は、多様な生態系を育む豊かな森林や清らかな水、再生可能エネルギーを 生み出す起伏に富んだ地形等に恵まれ、私たちはこうした美しく豊かな環境を 享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、近年、世界各地で集中豪雨や猛暑、海水面の上昇といった地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が現れており、我が国においても台風や洪水により人々の暮らしや生命に深刻な被害が生じるなど、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、日々大量に生産、消費されるプラスチック製品は、生産過程や燃焼時において二酸化炭素が排出されるほか、河川等を通じて海に流れ込むことにより海洋を汚染するなど、環境負荷の大きな原因となっています。

そこで、本県は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対して世界中の自治体と協働して取り組むため、「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を行ったほか、都道府県で初めての「気候非常事態宣言」を行い、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという決意を表明しました。

こうした地球規模の課題には、県民、事業者、行政等あらゆる主体の行動が 大きく影響しています。そうしたことを意識しながら、私たち一人ひとりが、 エネルギー使用、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における 様々な場面において、我が国に元来根付いている「もったいない」の精神をもっ て、それぞれの立場で実行可能な地球環境にやさしい取組を行っていく必要が あります。また、こうした取組を拡大することは、産業イノベーションを喚起し、 環境共生型の経済成長と地域振興につながるものとして期待されます。

このような認識に基づき、これまで全国トップレベルのごみの減量等、先駆的な取組を行ってきた本県において、県民総ぐるみの運動により持続可能な脱炭素社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靭な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働

に関する長野宣言を踏まえつつ、令和 32 年度(2050 年度)までに二酸化炭素 排出量を実質ゼロにすること(二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と 吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。)を目標として行わ れなければならない。

- 2 持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、 県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組まなければならない。 (県の青務)
- 第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、日常生活において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組 を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力す るよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第6条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の推進に当たっては、 市町村と連携するとともに、市町村が実施する持続可能な脱炭素社会づくり に関する施策に協力するものとする。

(行動計画)

- 第7条 知事は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画 的に推進するための計画(以下この条において「行動計画」という。)を定め なければならない。
- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する方針
 - (2) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策
- 3 知事は、行動計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会 の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、行動計画における施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画の見直しを行うものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。 (エネルギー自立地域の確立)
- 第8条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、省エネルギーを推

進し、並びに地域主導型の再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、水力、小水力、バイオマス、地熱等、一度利用しても比較的短期間に再生することが可能であって、資源が枯渇しないエネルギーをいう。)の導入及び利用を促進するとともに、技術革新等を含む気候変動の緩和策及び治水対策等を含む気候変動への適応策を総合的に推進するものとする。

- 2 事業者は、エネルギーの効率的な使用の促進及び環境負荷の低い事業活動 の推進に努めるものとする。
- 3 県民は、エネルギー消費量の少ない家電製品の使用、住宅に係るエネルギー の使用の合理化等、日常生活におけるエネルギーの効率的な使用に努めるも のとする。

(プラスチックの資源循環の推進)

- 第9条 県は、プラスチックの資源循環を推進するため、使い捨てのプラスチック製品等からのリプレイス(持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品への転換をいう。次条第1項において同じ。)、プラスチック廃棄物の発生抑制並びにプラスチックの再利用及び再生利用に資する取組に努めるものとする。
- 2 県は、前項の取組を推進するに当たり、市町村と協力してプラスチックの資源循環に関する基本的な施策の構築に努めるものとする。
- 3 事業者は、プラスチックの使用量の削減、プラスチック代替素材の開発並び に代替素材を活用した製品の開発及び実用化に努めるものとする。
- 4 県民は、プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択及び市町村、事業 者等が実施するプラスチック廃棄物の分別回収への協力に努めるものとする。 (持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出の促進)
- 第10条 県は、リプレイスを促進するため、持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品の開発及び活用を支援するものとする。
- 2 県は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、大学、企業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出(新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。) の促進に努めるものとする。

(エシカル消費等の推進)

- 第 11 条 県は、県民に対しエシカル消費(持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。以下この条において同じ。)の主体的な実践につながる情報提供等の普及啓発を行うとともに、エシカル消費の理念に基づく取組を実践するものとする。
- 2 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を 理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努めるものとする。

- 3 県民は、消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカ ル消費の実践に努めるものとする。
- 4 県は、消費行動と連動させ、地消地産(地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産することをいう。)の取組を推進するものとする。 (環境教育の推進)
- 第12条 県は、県民の持続可能な脱炭素社会づくりに関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、市町村と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。 (事業者等への支援)
- 第13条 県は、事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(国及び国内外の自治体との協働)

第14条 県は、気候変動、プラスチック廃棄物等の地球規模の課題に対し、国 及び国内外の自治体と協働して取り組むため、持続可能な脱炭素社会づくり に関する本県の取組の発信、先進的な事例の収集、技術情報の交換等に努める ものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第15条 知事は、毎年、県が講じた持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策 の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければな らない。

(財政上の措置)

第16条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (検討)
- 2 県は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘 案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その 結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)

京都府地球温暖化対策条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条一第7条)
- 第2章 地球温暖化対策の推進
 - 第1節 府による地球温暖化対策(第8条―第14条)
 - 第2節 事業活動に係る地球温暖化対策(第15条―第21条の2)
 - 第3節 建築物に係る地球温暖化対策(第22条―第26条の2)
 - 第4節 緑化の推進による地球温暖化対策(第27条―第32条)
 - 第5節 自動車交通に係る地球温暖化対策(第33条一第40条)
 - 第6節 電気機器等に係る地球温暖化対策(第41条一第43条)
 - 第7節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策(第44条一第47条)
 - 第8節 環境物品等の購入等の促進による地球温暖化対策(第48条)
 - 第9節 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策(第49条)
 - 第 10 節 冷媒用代替フロンの排出の抑制等による地球温暖化対策 (第 49 条 の 2 ・ 第 49 条の 3)
 - 第11節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策(第50条)
 - 第11節の2 気候変動適応に係る地球温暖化対策(第51条・第51条の2)
 - 第 11 節の 3 環境教育及び環境学習の推進等による地球温暖化対策(第 52 条・第 52 条の 2)
 - 第12節 環境産業の育成等による地球温暖化対策(第53条)
 - 第13節 国際協力の推進による地球温暖化対策(第54条)
- 第3章 地球温暖化対策の推進体制(第55条・第56条)
- 第4章 施策の評価及び見直し等(第57条・第58条)
- 第5章 雑則(第59条—第66条)

附則

地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命である。

私たちは、たゆまぬ努力と英知を結集し、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極の目的である大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現していかなければならない。

京都府は、府内の4分の3を占める豊かな緑や都市と農山村とが共存する特 色ある地域構造を有するとともに、多様な自然や風土が、独自の文化をはぐくみ、 美しい環境を形成してきた。また、環境効率に優れた産業が集積するとともに、 よいものを大切に長く使う生活文化を継承し、環境と共生してきた。

京都議定書の発効を機に、私たち京都府民は、温室効果ガスの排出の量が大幅に削減された社会を目指し、その第一歩として、京都議定書の第一約束期間の中間年度である平成22年度を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組むことにより、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意した。

さらに、地球温暖化が一因とされる気象災害の激甚化など、地球温暖化による影響が生じていることに鑑み、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡の達成を目指すとともに、気候の変動への適応を一層推進することにより、脱炭素で持続可能な社会を実現するため、更なる地球温暖化対策に取り組んでいかなければならない。

このような認識に基づき、府内の自然的社会的条件を踏まえ、地球温暖化対策に関し、府、事業者、府民その他の主体の責務と役割を明らかにするとともに、市町村との連携の下で、参加と協働による取組を一層促進していくための基本事項を定めることにより、事業活動及び日常生活におけるエネルギーの使用の抑制、豊かな緑の創出その他の地球温暖化対策の更なる推進を図り、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保、ひいては、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室 効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び 海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
 - (2) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康 又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自 然環境において生じる影響をいう。
 - (3) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組並びに気候変動適応(気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。以下同じ。)の施策又は取組をいう。
 - (4) 温室効果ガス 次に掲げる物質をいう。

- アニ酸化炭素
- イーメタン
- ウー酸化二窒素
- エ ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの(以下「代替フロン」という。)
- オ パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- カ 六ふっ化硫黄
- キ 三ふっ化窒素
- (5) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギー をいう。
 - ア 太陽光
 - イ 風力
 - ウ水力
 - 工 地熱
 - 才 太陽熱
 - カ バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるものとして規則で定めるもの
- (6) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- (7) 温室効果ガスの総排出量 温室効果ガスである物質ごとに規則で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として規則で定める係数をいう。)を乗じて得た量の合計量(温室効果ガスの排出を削減したとみなすことができるものとして規則で定めるものにより得た量がある場合には、当該量を減じた量)をいう。

(温室効果ガスの削減目標)

第2条 府は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極の目的である大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、令和32年度までに、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを、長期的な目標とする。

2 府は、前項の目標を着実に達成するため、令和12年度までに、府内における1年間の温室効果ガスの総排出量を、平成25年度の温室効果ガスの総排出量からこれに40パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量以下とすることを、当面の目標とする。

(府の責務)

- 第3条 府は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 府は、前項の地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、市町村、事業者、 府民、観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)及び環境保 全活動団体(環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織され た団体をいう。以下同じ。)と連携し、及び協働して取り組むものとする。
- 3 府は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他 の必要な支援を行うものとする。
- 4 府は、事業者、府民及び環境保全活動団体が行う地球温暖化対策を促進する ための支援を行うものとする。
- 5 府は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策を講じるものとする。 (事業者の責務)
- 第4条 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応(以下「地球温暖化の防止等」という。)に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。)を自主的かつ積極的に行うものとする。
- 2 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、自らの事業活動の内容に 即した気候変動適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとする。
- 3 事業者は、地域社会の一員として、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行 うものとする。
- 4 事業者は、府が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。 (府民の責務)
- 第5条 府民は、地球温暖化の防止等に関する理解を深め、その日常生活に関し、 地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。
- 2 府民は、地域社会の一員として、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。
- 3 府民は、府が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。 (観光旅行者等の責務)
- 第6条 観光旅行者等は、地球温暖化の防止等に関する理解を深め、その滞在中 の活動に関し、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。
- 2 観光旅行者等は、府が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(環境保全活動団体の役割)

- 第7条 環境保全活動団体は、その活動を通じて、事業者、府民及び観光旅行者 等の地球温暖化の防止等に関する理解を深め、これらの者の地球温暖化対策 に対する参加と協働を促進する役割を果たすものとする。
- 2 環境保全活動団体は、前項の役割を果たすため、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うとともに、環境保全活動団体相互の交流及び連携を図るものとする。
 - 第2章 地球温暖化対策の推進
 - 第1節 府による地球温暖化対策

(府による地球温暖化対策の基本原則)

- 第8条 府は、その政策、施策、事務及び事業に関する企画、実施、点検及び見直しに当たっては、地球温暖化の防止等の観点を考慮して行うものとする。 (府による地球温暖化対策)
- 第9条 府は、地球温暖化の防止等に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - (1) 事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動団体が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。
 - (2) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みであって規則で定めるものをいう。以下同じ。)の普及に関すること。
 - (3) 事業者が、他の者が削減した温室効果ガスの排出の量及び森林整備等温室効果ガスの排出の量の削減に算定することができる取組として規則で定めるものの実施により削減した温室効果ガスの排出の量を、自らが排出する温室効果ガスの削減の量として取引する制度の構築に関すること。
 - (4) 建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1号に規定する 建築物をいう。以下同じ。)の環境性能の向上に関すること。
 - (5) 緑化の推進に関すること。
 - (6) 自動車等(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車(以下「自動車」という。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための交通対策の推進に関すること。
 - (7) 電気自動車等(専ら電気を動力源とする自動車であって規則で定める ものをいう。以下同じ。)その他の温室効果ガスを排出しない又は温室効果 ガスの排出の量が少ない自動車等の普及(電気自動車等に充電するための 設備(以下「充電設備」という。)の整備を含む。)の促進の促進に関するこ

と。

- (8) エネルギーの使用の合理化(以下「省エネルギー」という。)の推進に関すること。
- (9) 再生可能エネルギーの普及に関すること。
- (10) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。) への需要の転換の促進に関すること。
- (11) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- (12) 代替フロンの使用の合理化及び管理の適正化の推進に関すること。
- (13) 森林の保全及び整備並びに府内産の木材その他の森林資源の利用の促進に関すること。
- (14) 気候変動適応に係る情報の収集及び提供その他の気候変動適応に関する施策の推進に関すること。
- (15) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (16) 環境技術に係る研究開発の促進並びに環境産業(地球温暖化の防止等に貢献する環境技術を持つ産業をいう。以下同じ。)の育成及び振興に関すること。
- (17) 地球温暖化の防止等に貢献する国際協力の推進に関すること。
- (18) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置についての調査研究に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止等のために必要な施策 (地球温暖化対策推進計画)
- 第10条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策推進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地球温暖化対策推進計画の実施期間
 - (2) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
 - (3) 産業、運輸、民生その他の部門ごとの温室効果ガスの排出の量の削減の目標
 - (4) 前2号の目標を達成するために必要な地球温暖化の防止を図るための 施策に関する事項
 - (5) 自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進に 関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止等を総合的かつ計画的

に推進するために必要な事項

- 3 知事は、地球温暖化対策推進計画の実施の状況を踏まえ、適時に、その見直 しを行わなければならない。
- 4 知事は、地球温暖化対策推進計画を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。

(地球温暖化対策指針)

(率先実行)

- 第11条 知事は、事業者、府民その他の主体が地球温暖化対策を推進するため の指針(以下「地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。
- 2 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、規則で定めると ころにより、速やかに、これを公表するものとする。 (年次報告)
- 第12条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、 地球温暖化対策推進計画の進ちょく状況その他の地球温暖化対策の実施の状 況を記載した報告書を作成し、公表するものとする。
- 第13条 府は、次に掲げる地球温暖化の防止等に関する取組を率先して実施するものとする。
 - (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第21条第1項の規定により策定する府の計画の推進に関すること。
 - (2) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。
 - (3) 府が設置し、又は管理する道路、公園、住宅、学校、庁舎その他の施設における府内産木材等(府内において産出された木材及び府内において産出された木材を相当量使用した合板その他の規則で定めるものをいう。以下同じ。)の使用及び緑化の推進に関すること。
 - (4) 自家用自動車等を使用して通勤する者の公共交通機関の利用による通勤への転換の促進及び電気自動車等の公用車への導入の促進に関すること。
 - (5) 再生可能エネルギーの利用の推進に関すること。
 - (6) 環境物品等の調達(環境マネジメントシステムを導入している事業者 (以下「環境配慮事業者」という。)から提供される物品及びサービスの調達 を含む。)の推進に関すること。
 - (7) 温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した公共事業の実施に関すること。
 - (8) 府自らの事務及び事業の内容に即した気候変動適応の推進に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止等を図るために必要な 取組

(財政上の措置)

第14条 府は、地球温暖化対策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる ものとする。

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出状況の把握)

第15条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に 伴う温室効果ガスの排出の状況の把握に努めるものとする。

(環境マネジメントシステムの導入等)

- 第16条 事業者は、地球温暖化対策を円滑かつ効果的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入及び推進に努めるものとする。
- 2 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、事業活動の主たる事業所その他規則で定める事業所のいずれかにおいて環境マネジメントシステムを導入し、推進しなければならない。
- 3 特定事業者は、規則で定めるところにより、環境マネジメントシステムの導入又は推進に係る報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに、その旨 及びその概要を公表しなければならない。

(環境情報の公表)

第 17 条 事業者は、環境報告書(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77 号)第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。)による公表その他の方法により、その事業活動に係る地球温暖化対策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

(事業者排出量削減計画書の作成等)

- 第18条 特定事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した規則で定める期間(以下「計画期間」という。)に係る計画書(以下「事業者排出量削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 特定事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
 - (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、 実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標
 - (4) 従業者の通勤における自家用自動車等の使用の抑制を図るために実施しようとする措置の内容

- (5) 当該計画の推進に係る体制
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、単独又は共同で事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、事業者排出量削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。
- 4 計画書提出事業者は、事業者排出量削減計画書に基づき、温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。

(事業者排出量削減報告書の提出)

第19条 計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減 計画書に基づく措置の実施の状況を記載した報告書(以下「事業者排出量削減 報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(事業者排出量削減計画書等の評価)

- 第19条の2 知事は、第18条第1項又は第2項の規定により事業者排出量削減計画書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき評価を行うものとする。
- 2 知事は、計画書提出事業者に対し、第18条第4項の規定による温室効果ガスの排出の量の削減について、必要な指導及び助言を行うことができる。
- 3 知事は、前条の規定により計画期間の最後の年度に係る事業者排出量削減 報告書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基 づき評価を行うものとする。

(事業者排出量削減計画書等の公表)

- 第20条 知事は、第18条第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出、 同条第3項の規定による変更後の事業者排出量削減計画書の提出又は第19条 の規定による事業者排出量削減報告書の提出があったときは、規則で定める ところにより、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。
- 2 知事は、前条第1項又は第3項の規定による評価を行ったときは、その結果 を、規則で定めるところにより、速やかに公表しなければならない。 (目標を達成するための補完的手段)
- 第21条 計画書提出事業者は、事業者排出量削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の削減の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。 (表彰)

第21条の2 知事は、第19条の2第3項の規定による評価の結果、第18条第 1項第3号に掲げる目標の達成の状況が特に優良であると認められる計画書 提出事業者を表彰するものとする。

第3節 建築物に係る地球温暖化対策

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

- 第22条 建築物を新築し、又は増築しようとする者は、温室効果ガスの排出の 抑制等を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。
 - (1) 断熱構造の導入その他の建築物に係る省エネルギー対策を図ること。
 - (2) 府内産木材等の使用を促進すること。
- 2 規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築又は規 則で定める増築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で 定める基準に従い、当該建築物の建築又は規則で定める工作物の設置におい て府内産木材等を使用しなければならない。

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

- 第23条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「特定建築物排出量削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 特定建築物の名称及び所在地
 - (3) 特定建築物の概要
 - (4) 前条第2項に規定する府内産木材等の使用の内容
 - (5) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(特定建築物排出量削減計画書の変更の届出)

第24条 前条の規定により特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、当該 特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、特定建築物排出量削減計画書 の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出 なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りで ない。

(特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出)

第25条 第23条の規定により特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、 当該特定建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速 やかに、知事に届け出なければならない。

(特定建築物排出量削減計画書等の公表)

第26条 知事は、第23条の規定による特定建築物排出量削減計画書の提出、 第24条の規定による特定建築物排出量削減計画書の変更の届出又は前条の規 定による特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出があったとき は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨及びその内容を公表しなけ ればならない。

(適用除外)

第26条の2 この節(第22条第1項を除く。)の規定は、建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第18条各号のいずれか に該当する建築物については、適用しない。

第4節 緑化の推進による地球温暖化対策

(建築物等の緑化)

- 第27条 事業者及び府民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。
- 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域のうち、知事が市町村長と協議して定める地域(以下「特定緑化地域」という。)において、建築物(その敷地が規則で定める面積以上のものに限る。)の新築又は規則で定める改築をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)について緑化をしなければならない。
- 3 特定緑化地域に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。 (緑化計画書の作成等)
- 第28条 特定緑化建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「緑化計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 特定緑化建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 特定緑化建築物等の名称及び所在地
 - (3) 特定緑化建築物等の概要
 - (4) 特定緑化建築物等の緑化を図るため実施しようとする措置の内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(緑化計画書の変更の届出)

第29条 前条の規定により緑化計画書を提出した者は、当該特定緑化建築物等に係る工事が完了するまでの間に、緑化計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(緑化計画書に係る工事の完了の届出)

第30条 第28条の規定により緑化計画書を提出した者は、当該特定緑化建築物等に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に届け出なければならない。

(特定緑化建築物等の維持管理)

第 31 条 特定緑化建築主は、第 28 条の規定により提出した緑化計画書(第 29 条の規定による変更後の緑化計画書を含む。)に基づき、当該特定緑化建築物等の適切な維持管理に努めるものとする。

(適用除外)

第32条 第27条第2項の規定は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条 の規定による緑地保全地域内の建築物及びその敷地その他の規則で定める建築物及びその敷地については、適用しない。

第5節 自動車交通に係る地球温暖化対策

(自動車等の使用抑制等)

- 第33条 事業者、府民及び観光旅行者等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動に関し、公共交通機関又は自転車の利用等により、自動車等の使用の抑制に努めるものとする。
- 2 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガス の排出を最少限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転(以下「エコ ドライブ」という。)に努めるものとする。

(自動車等のアイドリング・ストップ)

第34条 自動車等を運転する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出 を抑制するため、自動車等を駐車し、又は停車するときは、自動車等の原動機 の停止(以下「アイドリング・ストップ」という。)を行わなければならない。 ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(事業者のアイドリング・ストップの遵守指導等)

第35条 事業者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、前条の規定によるアイドリング・ストップを行うよう、指導その他の適切な措置を講じなければならない。

(駐車場の設置者等によるアイドリング・ストップの周知)

第36条 規則で定める駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場の利用者に対し、第34条の規定によるアイドリング・ストップを行うよう、看板の設置その他の規則で定める方法により周知しなければならない。

(温室効果ガスを排出しない自動車等の購入等)

第37条 自動車等を購入しようとする者は、電気自動車等その他の温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車等を購入するよう努めるものとする。

- 2 自動車等を使用しようとする者は、使用することができる自動車等が複数 あるときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を使用するよう 努めるものとする。
- 3 事業者は、電気自動車等その他の温室効果ガスを排出しない又は温室効果 ガスの排出の量が少ない自動車等の提供に努めるものとする。
- 4 多数の者が利用する駐車場を設置する事業者は、当該駐車場における充電設備の整備及び電気自動車等を優先的に駐車するための区画の設置に努めるものとする。

(自動車販売事業者による自動車環境情報の周知等)

- 第38条 自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)は、 道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない自動車(以下「新車」 という。)を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境 情報(自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項を いう。以下同じ。)について説明しなければならない。
- 2 規則で定める自動車販売事業者は、規則で定めるところにより、その販売員 が新車に係る自動車環境情報について適切に説明することを推進する者を選 任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

(エコドライブを推進する者の選任等)

第39条 規則で定める台数以上の自動車等を管理する事業者は、規則で定める ところにより、その管理する自動車等を運転する者がエコドライブを行うこ とを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なけれ ばならない。

(物流に係る温室効果ガスの排出の抑制)

- 第40条 事業者は、物流に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るため、配送の 共同化その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 事業者及び府民は、物流に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業 活動及び日常生活に関し、貨物等の発送、配達及び受取に当たっては、受取人 の不在等の事由により再度の配達の必要を生じないよう努めるものとする。

第6節 電気機器等に係る地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等の使用等)

- 第41条 事業者及び府民は、事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具(以下「電気機器等」という。)の優先的な使用に努めるものとする。
- 2 事業者及び府民は、電気機器等及び水道水の適切な使用により、温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等及びサービスの提供等)

- 第42条 事業者は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機器等及びサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業者は、前項の電気機器等又はサービスを利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等)

- 第43条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下「特定電気機器等」という。)の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該店舗の見やすい場所に、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能(エネルギーの消費量との対比における特定電気機器等の性能として規則で定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。)に関する情報を適切に表示しなければならない。
- 2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。
- 3 規則で定める特定電気機器等販売事業者は、規則で定めるところにより、その販売員が特定電気機器等に係る省エネルギー性能について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

第7節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 (再生可能エネルギーの優先的利用)

第44条 事業者及び府民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動 及び日常生活に関し、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとす る。

(電気事業者排出量削減計画書の作成等)

- 第45条 府内に電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する小売供給(以下「小売供給」という。)を行っている同項第3号に規定する小売電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下「小売電気事業者」という。)は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「電気事業者排出量削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 - (1) 小売電気事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の状況

- (3) 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標
- (4) 当該計画の推進に係る体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 小売電気事業者は、電気事業者排出量削減計画書の内容を変更したときは、 規則で定めるところにより、変更後の電気事業者排出量削減計画書を知事に 提出しなければならない。
- 3 小売電気事業者は、電気事業者排出量削減計画書に基づき、温室効果ガスの 排出の量の削減を図るものとする。

(電気事業者排出量削減報告書の提出)

第46条 小売電気事業者は、規則で定めるところにより、電気事業者排出量削減計画書に基づく措置の実施の状況を記載した報告書(以下「電気事業者排出量削減報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(電気事業者排出量削減計画書等の公表)

第47条 知事は、第45条第1項の規定による電気事業者排出量削減計画書の 提出、同条第2項の規定による変更後の電気事業者排出量削減計画書の提出 又は前条の規定による電気事業者排出量削減報告書の提出があったときは、 規則で定めるところにより、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければ ならない。

第8節 環境物品等の購入等の促進による地球温暖化対策 (環境物品等の購入等の促進)

- 第48条 事業者及び府民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境配慮事業者等から提供される環境物品等を選択するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

第9節 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策 (廃棄物の発生抑制等)

- 第49条 事業者、府民及び観光旅行者等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動に関し、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めるものとする。
- 2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう 努めるものとする。

第10節 冷媒用代替フロンの排出の抑制等による地球温暖化対策 (冷媒用代替フロンの排出の抑制に関する施策の推進)

第49条の2 府は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、冷媒として用いら

れる代替フロン(以下「冷媒用代替フロン」という。)の使用の合理化及び冷媒 用代替フロンが充填されている機器(以下「冷媒用代替フロン使用機器」とい う。)に使用される冷媒用代替フロンの管理の適正化に関する啓発、知識の普 及、情報の提供その他の施策を推進するものとする。

(冷媒用代替フロンの適切な管理)

- 第49条の3 冷媒用代替フロン使用機器を所有する者は、その使用時及び当該機器の廃棄時における冷媒用代替フロンの放出及び漏出を防止するための措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 規則で定める特定事業者は、規則で定めるところにより、冷媒用代替フロンの使用の状況等に係る報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかにその旨及 びその概要を公表しなければならない。

第 11 節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 (森林の保全及び整備等の推進)

第50条 事業者、府民及び環境保全活動団体は、森林の持つ温室効果ガスの吸収及び固定の作用に関する理解を深めるとともに、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに府内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

第11節の2 気候変動適応に係る地球温暖化対策 (気候変動適応に関する基本的事項)

- 第51条 府は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響に係る被害の軽減又は回避 及び気候変動影響に係る効果の活用の両面から気候変動適応に関する施策を 推進するものとする。
- 2 事業者及び府民は、事業活動及び日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報の収集並びに気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

(気候変動適応の取組の支援)

第51条の2 府は、府内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響 及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言 を行うことにより、事業者、府民及び環境保全活動団体が行う気候変動適応の 取組の支援に努めるものとする。

第 11 節の 3 環境教育及び環境学習の推進等による地球温暖化対策 (環境教育及び環境学習の実施)

第52条 府は、学校、家庭、事業者、地域社会等と連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止等のための環境教育及び環境学習の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員に対し、地球温暖化の防止等のための関心、理解及び 行動を促すよう努めるものとする。
- 3 大学、短期大学その他の教育研究機関は、地球温暖化の防止等に貢献する人 材の育成を図るとともに、その学生に対し、地球温暖化の防止等のための関心、 理解及び行動を促すよう努めるものとする。

(京都地球環境の日)

- 第52条の2 地球温暖化対策の重要性を再認識し、地球温暖化の防止等に向けた機運の更なる醸成を図る機会とするため、京都議定書の発効を踏まえ、毎年2月16日を京都地球環境の日と定める。
- 2 府は、前項の趣旨を踏まえ、事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動 団体の地球温暖化の防止等のための関心、理解及び行動を促す取組を集中的 に行うものとする。

第12節 環境産業の育成等による地球温暖化対策

(環境産業の育成等)

第53条 事業者、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関は、連携し、及び協働して、地球温暖化の防止等に貢献する環境技術の研究開発及び環境産業の育成に努めるものとする。

第13節 国際協力の推進による地球温暖化対策 (国際協力の推進)

第54条 事業者、府民及び環境保全活動団体は、連携し、及び協働して、地球温暖化の防止等に貢献する環境技術の普及、研修の実施、情報の提供その他の取組により国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 地球温暖化対策の推進体制

(地球温暖化対策推進本部の設置)

- 第55条 府における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球 温暖化対策推進本部を設置する。
- 2 前項の地球温暖化対策推進本部の組織及び運営については、規則で定める。 (京都府地球温暖化防止活動推進センター等による取組の推進)
- 第56条 府は、京都府地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1項の規定により知事が指定するものをいう。以下同じ。)が、地球温暖化対策を担う中核的支援組織として、事業者、府民及び環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。
- 2 府は、京都府地球温暖化防止活動推進員(法第 37 条第1項の規定により知事が委嘱する者をいう。以下同じ。)が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、市町村と連携し、その支援に努めるものとする。

- 3 府は、地球温暖化対策地域協議会(法第 40 条第1項の規定により組織されるものをいう。以下同じ。)が、地域における地球温暖化対策を担う実践組織として、積極的な取組を推進する役割を果たすことができるよう、市町村と連携し、その支援に努めるものとする。
- 4 府は、市町村並びに京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会及び環境保全活動団体の連携と協働を促進するため、必要な措置を講じるものとする。

第4章 施策の評価及び見直し等

(施策の評価及び見直し)

- 第57条 知事は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、その実施状況について定期的に評価を行い、地球温暖化の防止等に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行わなければならない。
- 2 知事は、前項の評価及び見直しに当たっては、あらかじめ、京都府環境審議会の意見を聴かなければならない。

(条例の見直し)

- 第58条 知事は、この条例の施行の状況、地球温暖化の防止等に係る技術水準 の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、適時に、その見直しを行わなければ ならない。
- 2 知事は、前項の見直しに当たっては、あらかじめ、京都府環境審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 雑則

(顕彰)

- 第59条 知事は、第21条の2の規定による表彰のほか、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、府民及び環境保全活動団体の顕彰を行うものとする。 (指導及び助言)
- 第60条 知事は、事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動団体がこの条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告又は資料の提出等)

- 第61条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者、特定建築主、特定緑化建築主、小売電気事業者その他の者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築物又は特定緑化建築物等に立ち入り、特定建築物における府内産木材等の使用又は特定緑化建築物等の緑化の状況を検査させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

(勧告)

- 第62条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - (1) 第18条第1項若しくは第3項、第19条、第23条、第28条、第45条 第1項若しくは第2項、第46条又は第49条の3第2項の規定による提出 をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者
 - (2) 第 23 条の規定により提出した特定建築物排出量削減計画書の内容(第 24 条の規定により届け出た変更の内容を含む。)と異なる工事をしていると 認められる者
 - (3) 第 23 条の規定により提出した特定建築物排出量削減計画書の内容(第 24 条の規定により届け出た変更の内容を含む。)又は第 25 条の規定により届け出た内容が、第 22 条第 2 項の基準に適合しないと認められる者
 - (4) 第24条、第25条、第29条、第30条、第38条第2項、第39条又は 第43条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (5) 第28条の規定により提出した緑化計画書の内容(第29条の規定により届け出た変更の内容を含む。)又は第30条の規定により届け出た内容が、第27条第2項の基準に適合しないと認められる者
 - (6) 第34条から第36条までの規定に違反していると認められる者
 - (7) 前条第1項の規定による報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告 若しくは資料の提出をした者
 - (8) 前条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(公表)
- 第63条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該 勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することが できる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

(市町村の条例との関係)

第64条 市町村がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した 場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有する ものとして規則で定めるものが適用される市町村の区域については、当該規 定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

(京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例との関係)

第65条 再生可能エネルギーの導入等による地球温暖化対策に関しては、この 条例に定めるものを除くほか、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に 関する条例(平成27年京都府条例第42号)の定めるところによる。

(規則への委任)

第 66 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第38条第2項、第39条及び第43条第3項の規定 平成18年10月1 日
 - (2) 第 27 条第 2項(特定緑化地域を定めるために行う知事と市町村長との協議に係る部分を除く。)及び第 28 条から第 32 条までの規定 平成 19 年 4月1日

(特定建築物に係る経過措置)

2 平成18年4月1日において、建築基準法第6条第1項の規定による確認の 申請書が提出されている特定建築物については、第23条の規定は、適用しな い。

(特定緑化建築物等に係る経過措置)

3 平成19年4月1日において、建築基準法第6条第1項の規定による確認の 申請書が提出されている特定緑化建築物等については、第27条第2項の規定 は、適用しない。

(京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)の一部 を次のように改正する。

〔次のよう〕略

※ 以下略(改正附則)

○ 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例(平成 21 年岐阜県条例第 21号)

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画(第七条・第八条)

第三章 地球温暖化対策

第一節 県による地球温暖化対策(第九条・第十条)

第二節 事業活動に係る地球温暖化対策(第十一条一第十七条)

第三節 日常生活に係る地球温暖化対策(第十八条・第十九条)

第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策(第二十条—第二十六条)

第五節 建築物に係る地球温暖化対策(第二十七条—第三十一条)

第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策 (第三十二条)

第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 (第三十三条 一第三十六条)

第四章 気候変動適応(第三十七条—第三十九条)

第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等(第四十条—第四十二条)

第六章 雑則 (第四十三条—第四十七条)

附則

現代社会は、化石エネルギーと資源の大量消費に依存しながら著しい発展を遂げてきた。この発展に伴い、日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスも、増加の一途をたどり、これが地球温暖化を引き起こし、自然生態系を含む地球環境のみならず私たちの生活にも影響を及ぼしていることから、私たちは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化に向けて、温室効果ガスの排出の量を大幅に削減し、地球温暖化を防止することにより、持続可能な社会を実現していかなければならない。

このような状況の中で、私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用など、先取の気概をもって、温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との均衡がとれた脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

また、温室効果ガスの排出の量の削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候の変動に起因する生活、社会、経済及び自然環境における影響が顕在化しており、これが将来にわたり拡大するおそれがあることから、これに適応する

ことができる社会を築いていくことも重要である。

このため、県民、事業者、行政その他のあらゆる主体が参画し、相互に連携して地球温暖化対策及び気候変動適応の更なる推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献していくため、この条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例(平成七年岐阜県条例第九号)第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止及び気候変動適応について県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、並びに気候変動影響による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定めることにより、地球温暖化対策及び気候変動適応の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「推進法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
 - 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び 強化のための施策又は取組その他の地球温暖化の防止を図るための施策又 は取組をいう。
 - 三 温室効果ガス 推進法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
 - 四 温室効果ガスの排出 推進法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排 出をいう。
 - 五 再生可能エネルギー 太陽光その他規則で定めるエネルギーをいう。
 - 六 気候変動影響 気候変動適応法 (平成三十年法律第五十号。以下「適応法」 という。) 第二条第一項に規定する気候変動影響をいう。
 - 七 気候変動適応 適応法第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。 (県の責務)
- 第三条 県は、中長期的観点を含む総合的かつ計画的な地球温暖化対策及び気 候変動適応に関する施策(以下「地球温暖化対策等」という。)を策定し、及 び実施するものとする。
- 2 県は、前項の規定による地球温暖化対策等の策定及び実施に当たっては、国、 市町村、事業者、県民及び事業者又は県民の組織する民間の団体(以下「民間

団体」という。)との連携を図るものとする。

- 3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置 を講ずるものとする。
- 4 県は、市町村が行う地球温暖化対策等を促進するための技術的な助言その 他の必要な支援を行うものとする。
- 5 県は、事業者、県民及び民間団体が行う地球温暖化対策及び気候変動適応に 関する取組を促進するための支援を行うものとする。

(事業者の責務)

- 第四条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即 した気候変動適応に努めるものとする。
- 3 事業者は、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制に関する調査その他の 地球温暖化対策等に協力するものとする。

(県民の責務)

- 第五条 県民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置 を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。
- 2 県民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県民は、県が実施する地球温暖化対策等に協力するものとする。 (観光旅行者等の責務)
- 第六条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制 のための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策等に協力するものとする。
- 第二章 地球温暖化防止· 気候変動適応計画

(地球温暖化防止・気候変動適応計画)

- 第七条 知事は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する計画(以下「地球温暖化防止・気候変動適応計画」という。)を定めるものとする。
- 2 地球温暖化防止・気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標
 - 二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
 - 三 気候変動適応に関する施策に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項

- 3 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めるに当たっては、あらか じめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、地球温暖化防止・気候変動適応計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策等の実施状況の公表)

第八条 知事は、毎年、地球温暖化防止・気候変動適応計画に基づく地球温暖化 対策等の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとす る。

第三章 地球温暖化対策

第一節 県による地球温暖化対策

(地球温暖化の防止に関する施策の実施)

- 第九条 県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - 一 事業者、県民、民間団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること。
 - 二 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進める ための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善 を図る仕組みをいう。以下同じ。)であって規則で定めるものの普及に関す ること。
 - 三 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)への需要の転換の促進に関すること。
 - 四 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
 - 五 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項 に規定する自動車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の 抑制のための施策の推進に関すること。
 - 六 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の環境性能の向上に関すること。
 - 七 都市機能の集約の促進に関すること。
 - 八 公共交通機関の利用者の利便の増進に関すること。
 - 九緑化の推進に関すること。
 - 十 森林の保全及び整備並びに県産材 (県内に所在する森林から生産された 木材をいう。以下同じ。) その他の森林資源の利用の促進に関すること。
 - 十一 エネルギーの使用の合理化(以下「省エネルギー」という。)の推進に

関すること。

- 十二 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの普及に関すること。
- 十三 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- 十四 地球温暖化の防止に貢献する技術に係る研究開発の促進並びに当該技術を有する産業の育成及び振興に関すること。
- 十五 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な措置に係る調査研究 に関すること。
- 十六 地球温暖化の防止に貢献する国際協力の推進に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること。

(県の事務及び事業における率先実施)

- 第十条 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して 講ずるものとする。
 - 一環境マネジメントシステムの円滑な運用に関すること。
 - 二 環境物品等の調達の推進に関すること。
 - 三 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
 - 四 自動車の燃料使用量の削減に関すること。
 - 五 緑化の推進に関すること。
 - 六 県産材の活用に関すること。
 - 七 省エネルギーの推進に関すること。
 - 八 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入の推進に関すること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制のために必要な 措置

第二節 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動環境配慮指針)

- 第十一条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的 に抑制するために必要な事項に関する指針(以下「事業活動環境配慮指針」と いう。)を定めるものとする。
- 2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(温室効果ガスの排出の量等の把握)

第十二条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネル ギーの使用の量の把握に努めるものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第十三条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者とし

て規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

- 一 特定事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 次号に規定する目標の基準となる事業活動に伴う温室効果ガスの排出の 量
- 三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置及び 当該措置により達成すべき目標
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定事業者以外の事業者(以下「中小排出事業者」という。)は、前項の規 定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努 めるものとする。
- 3 前二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出)

第十四条 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量及び温室効果ガス排出削減計画書(同条第三項の規定により変更後の温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者にあっては、当該変更後の温室効果ガス排出削減計画書)に記載した措置の実施状況を記載した報告書(以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表及び評価)

- 第十五条 知事は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス 排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出 削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告 書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するとともに、その内容に ついて評価を行うものとする。
- 2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果 を公表するものとする。

(補完的手段)

第十六条 第十三条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、温室効果ガス排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

(中小排出事業者に対する支援)

第十七条 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的な助言 その他の必要な支援を行うに当たっては、中小排出事業者に特に配慮するも のとする。

第三節 日常生活に係る地球温暖化対策

(エネルギーの使用の量の把握)

第十八条 県民は、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努める ものとする。

(環境物品等の選択等)

- 第十九条 県民は、日常生活に関し、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとする。
- 2 県民は、日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他 資源の有効利用に努めるものとする。

第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用等への転換)

- 第二十条 県民は、自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車(以下「公 共交通機関等」という。)の利用等に努めるものとする。
- 2 知事は、県民の自動車の使用から公共交通機関等の利用等への転換を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の適正な整備等)

第二十一条 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果 ガスの排出を抑制するため、自動車を適正に整備し、及び適切に運転するよう 努めるものとする。

(自動車の原動機の停止)

- 第二十二条 自動車を運転する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出 を抑制するため、自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停 止するよう努めるものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 (自動車通勤環境配慮指針)
- 第二十三条 知事は、事業者がその従業員の通勤に自家用自動車(自動車であって、自家用として使用されるものをいう。以下同じ。)が使用されることに伴

- う温室効果ガスの排出を抑制するために必要な事項に関する指針(以下「自動 車通勤環境配慮指針」という。)を定めるものとする。
- 2 知事は、自動車通勤環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、 これを公表するものとする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

- 第二十四条 常時使用される従業員の数が相当程度多い事業所として規則で定めるもの(以下「特定大規模事業所」という。)を設置する事業者(以下「特定大規模事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「自動車通勤環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮指針に基づいて行うものとする。
 - 一 特定大規模事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 特定大規模事業所の名称及び所在地
 - 三 特定大規模事業所において従業員の通勤に自家用自動車が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定大規模事業者以外の事業者は、前項の規定の例により、自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を提出した事業者は、自動車通勤環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第二十五条 前条第一項又は第二項の規定により自動車通勤環境配慮計画書を 提出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車通勤環境配慮計画書 (同条第三項の規定により変更後の自動車通勤環境配慮計画書を提出した事 業者にあっては、当該変更後の自動車通勤環境配慮計画書)に記載した措置の 実施状況を記載した報告書(以下「自動車通勤環境配慮計画実績報告書」とい う。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(自動車通勤環境配慮計画書等の公表)

第二十六条 知事は、第二十四条第一項若しくは第二項の規定による自動車通 勤環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の自動車通勤環境 配慮計画書の提出又は前条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書 の提出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第五節 建築物に係る地球温暖化対策

(建築物環境配慮指針)

- 第二十七条 知事は、建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。) をしようとする者(以下「建築主」という。)が建築物に係る環境配慮措置を 適正に講ずるために必要な事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」と いう。)を定めるものとする。
- 2 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十八条 建築主は、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

- 第二十九条 建築主であって規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、建築物環境配慮計画書の作成は、建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。
 - 一 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 特定建築物の名称及び所在地
 - 三 特定建築物の概要
 - 四 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置
 - 五 省エネルギーのために講ずる措置
 - 六 再生可能エネルギーの導入に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定建築主以外の建築主は、前項の規定の例により、建築物環境配慮計画書 を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。
- 3 前二項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第三十条 前条第一項又は第二項の規定により建築物環境配慮計画書(同条第三項の規定により変更後の建築物環境配慮計画書を提出した建築主にあっては、当該変更後の建築物環境配慮計画書)を提出した建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第三十一条 知事は、第二十九条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出又は前条の規定による届出があったときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

- 第三十二条 事業者、県民及び民間団体は、連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備並びに県産材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。
- 2 県は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する事業者及び県民の理解 を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策 (再生可能エネルギーの優先的利用等)

第三十三条 事業者及び県民は、事業活動及び日常生活に関し、省エネルギー、 再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない 設備及び機械器具の優先的な使用に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの地産地消)

第三十四条 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、 相互に連携し、及び協働して、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めるものとする。

(再生可能エネルギーの普及等)

- 第三十五条 県は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及のため に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、前条の再生可能エネルギーが地域の実情に応じて有効に利用される よう、事業者、県民及び市町村に対し、情報提供その他の措置を講ずるものと する。
- 3 前項に定めるもののほか、県は、事業者及び県民による省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

(水素エネルギーの普及啓発等)

第三十六条 県は、水素エネルギーの利用について、事業者及び県民の理解を深めるため、普及啓発及び情報提供を行うものとする。

第四章 気候変動適応

(気候変動適応に関する施策の推進)

第三十七条 県は、気候変動適応に関し、次に掲げる施策について、地域の特性を踏まえ推進するものとする。

- 一 農業、林業及び水産業における被害の防止又は軽減に関すること。
- 二 水環境及び水資源の保全に関すること。
- 三 自然生態系の保全に関すること。
- 四水害、土砂災害その他の自然災害の予防及び被災後の復興に関すること。
- 五 熱中症、感染症その他疾病の予防に関すること。
- 六 製造業、観光業その他の産業・経済活動の発展に関すること。
- 七 道路、水道その他の社会資本の整備に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関すること。

(岐阜県気候変動適応センター)

- 第三十八条 県は、適応法第十三条第一項に規定する気候変動適応を推進する ための拠点として、岐阜県気候変動適応センターを設置する。
- 2 岐阜県気候変動適応センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
 - 二 気候変動影響及び気候変動適応に関する調査研究及びその成果の公表
 - 三 気候変動影響及び気候変動適応に関する普及啓発
 - 四 気候変動適応に関する県若しくは市町村の施策又は県民若しくは事業者 の取組に対する技術的助言
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(事業者及び県民の取組)

第三十九条 事業者及び県民は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報 を収集し、気候変動適応のための取組を行うよう努めるものとする。

第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等 (地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習)

第四十条 県は、県民が、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場において、 地球温暖化の防止及び気候変動適応について学ぶことができるようにするた め、学校、民間団体、事業者、市町村等と連携し、教育及び学習の推進に努め るものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第四十一条 県は、地球温暖化及び気候変動影響の現状並びに地球温暖化対策 及び気候変動適応に関する取組の重要性について、事業者、県民及び観光旅行 者等の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ず るものとする。

(顕彰)

第四十二条 知事は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を積極的 に行う事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。

第六章 雑則

(指導及び助言)

第四十三条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球 温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を行う場合において、必要な指導 及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第二十四条第一項若しくは第二項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第四十五条 知事は、第十三条第一項若しくは第三項、第十四条、第二十四条第一項若しくは第三項、第二十五条、第二十九条第一項若しくは第三項又は第三十条の規定による提出又は届出(以下「提出等」という。)をすべき者が、正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、提出等を行い、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第四十六条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当 該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表すること ができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に 対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意 見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条から第 十五条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十七条から第二十九条まで、 第三十七条から第三十九条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して一 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成二十二年一 月規則第二号で、同二十二年三月二十九日から施行)
- 2 この条例の施行の際現に建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請

書が提出されている建築物については、第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

※ 以下略(改正附則)